

## 川崎市産業振興財団クラスター運営事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、キングスカイフロント及びその周辺地域にイノベーションを継続的に創出するための仕組みを構築し、世界最高水準のクラスターとして持続的に発展・成長するため、クラスター運営事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定める。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下、「財団」とする。）が行う事業で、事業内容は、令和2年3月25日付け、川崎市と財団との間で締結した「キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営等に関する基本協定書」（以下「協定」とする。）第5条各号に定められた以下の事項とする。

- (1) クラスター運営並びにキングスカイフロント及びその周辺地域におけるエコシステムの形成に必要な企画・調整に関する事業
- (2) キングスカイフロント及びその周辺地域の外部の機関等との窓口に関する事業
- (3) 国内外のクラスター等との連携に関わる事業
- (4) キングスカイフロント及びその周辺地域の広報に関する事業
- (5) キングスカイフロント及びその周辺地域に関連する研究成果等の事業化支援に関する事業
- (6) キングスカイフロント及びその周辺地域への研究者やスタートアップなどの集積及びその起業・経営支援や事業拡大に関する事業
- (7) その他協定の目的の達成に必要な取組に関する事業

### (交付の申請)

第3条 財団は、補助金の交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の経費の配分及び使用方法、補助事業の完了予定日その他補助事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 団体の規則、会員名簿等

(4) 誓約書(第2号様式)

(5) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的及び内容により、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略することができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要と認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

- 3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、財団による補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に関し、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ財団が補助事業等に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

- 4 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、前項各号に掲げる条件のほか、補助金の目的及び適正な執行に必要なと認める条件を付することができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、交付決定通知書(第3号様式)により財団に通知する。

(補助金の概算払)

第6条 財団は、補助金の概算払が必要なときは、交付申請書の添付書類として概算払申請書(第1号様式別紙)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは速やかにその内容を審査し、必要であると認めるときは、概算払の金額を決定し、交付決定通知書にその旨を記載するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 財団は、第5条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に書面により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更又は中止)

第8条 財団は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 財団は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 財団は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第10条 財団は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(補助事業の遂行の指示)

第11条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従って遂行されないと認めるときは、財団に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告)

第12条 財団は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)は、次に掲げる書類をその日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書(第7号様式)

(2) 発注実績報告書（第8号様式）

(3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第9号様式）

- 2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第4条第3項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 財団は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第10号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は財団に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第4条第3項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（補助金の額の確定等）

- 第13条 市長は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に確定通知書（第11号様式）により通知する。
- 2 市長は、財団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、返還の命令日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（補助金の交付）

- 第14条 補助金は、前条による通知後、財団からの請求により交付する。

（交付決定の取消し）

- 第15条 市長は、財団が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助の対象となる経費以外の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 第4条第3項各号又は第12条の規定に違反したとき。

(5) その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 財団は、前項の規定による取消しにより補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

3 補助対象経費に消費税相当額が含まれている場合、消費税の還付を受けたときは、還付相当額に充当した補助金を返還しなければならない。

4 補助金の返還期限は、返還の命令日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

第17条 財団は、補助金の処理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。